

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	保険料の徴収	
根拠法令・条項	国民健康保険法第76条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<input checked="" type="radio"/> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（本市の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。 法律規程 保険者は、国民健康保険法第76条の規定によって、保険料を徴収するものとされている。 関係法令 国民健康保険法第81条、国民健康保険法施行令第29条の7及び堺市国民健康保険条例	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	